

合併処理浄化槽設置補助金については下記の判定条件により、必要書類が追加となります。

		合併処理浄化槽設置場所				追加で必要となる書類の例 ↓	
		家屋新築に伴う設置	合併処理浄化槽家屋の建替に伴う設置	合併処理浄化槽家屋の浄化槽更新（老朽化、破損、増築による人槽変更など）	汲み取り便槽または単独処理浄化槽家屋の改造、増減築、改築、建替に伴う設置		
申請者の現住所（居住家屋）	浅口市外	○	○	×	○	◆他市町村における住民票	
	浅口市内	A ・集合住宅または戸建て賃貸住宅 ・親元の家で親と同居している子供が分家独立する場合 ※いずれの場合も現状の汚水処理手法は問いません	○	○	×	○	◆戸建て賃貸住宅：賃貸借契約書の写し（なお、集合住宅の場合でも、納税証明書等の住所にアパート名の記載が無いなど、集合住宅であることが確認できないときは、賃貸借契約書の写しが必要となります） ◆分家独立：現住所地に居住する世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）及び誰が分家独立するかを記載した理由書
		B ・下水道接続済みの戸建て住宅	○	○	×	○	◆水道の検針票「使用水量のお知らせ」の写し、または、水道課から郵送されてくる「使用水量のお知らせ」の写し
		C ・汲み取り便槽、単独処理浄化槽の戸建て住宅	○	○	×	○	◆汲み取り便槽：現住所地のし尿収集券の領収書の写し ◆単独処理浄化槽：現住所地の法第11条検査結果通知書の写し
	D ・合併処理浄化槽の戸建て住宅（A欄の場合を除く）	×	×	×	×		
	E ・設置場所と同じ	※注	×	×	○	※注 住宅ローン契約の関係で、家屋新築場所に予め住民票を異動している場合は、異動前後の住所が記載された住民票（居住実態のある方の住所を申請者の現住所とみなして判定するため、更にA、B、C欄の追加書類が必要となる場合があります）	

ただし、自然災害に伴う設置は補助対象になります（り災証明書の写しが必要）